

[国外転出時課税制度の3パターン比較表]

平成27年4月1日現在

		国外転出	贈与	相続又は遺贈
課税時期		平成27年7月1日以後、一億円以上の対象資産を保有している課税対象者が国外転出したとき（所法60の2①～③）	平成27年7月1日以後、一億円以上の対象資産を保有している贈与者が、国外に居住する受贈者に対して対象資産の全部又は一部を贈与したとき（所法60の3①～③）	平成27年7月1日以後、一億円以上の対象資産を保有している被相続人から、国外に居住する相続人又は遺贈者（以下、非居住者である相続人等）が対象資産の全部又は一部を相続又は遺贈により取得したとき（所法60の3①～③）
課税対象者		次のいずれにも該当する国外転出者（所法60の2⑤） ◇国外転出時に所有等している対象資産の価額の合計額が1億円以上 ◇国外転出日前10年以内に、国内在住期間5年を超えている（一定の在留資格で在留している期間は除く（所令170②一他））	次のいずれにも該当する贈与者（所法60の3⑤） ◇贈与時に所有等している対象資産の価額の合計額が1億円以上 ◇贈与日前10年以内に、国内在住期間5年を超えている（一定の在留資格で在留している期間は除く（所令170②一他））	次のいずれにも該当する被相続人（所法60の3⑤） ◇相続開始時に所有等している対象資産の価額の合計額が1億円以上 ◇相続開始日前10年以内に、国内在住期間5年を超えている（一定の在留資格で在留している期間は除く（所令170②一他））
納税義務者		課税対象者である国外転出者	課税対象者である贈与者	課税対象者である被相続人の相続人
対象資産の価額の合計額が1億円以上となるかどうかの判定時期		◇国外転出前に確定申告書を提出する場合 …国外転出予定日から起算して3ヶ月前の日（その後の取得分は、取得時又は契約時の価額）（所法60の2⑤） ◇国外転出後に確定申告書を提出する場合 …国外転出時（所法60の2⑤）	贈与時（所法60の3⑤）	相続開始時（所法60の3⑤）
確定申告書の提出期限		◇国外転出時までに納税管理人の届出をした場合 …国外転出をした年分の確定申告期限まで（所法60の2①一他） ◇納税管理人の届出をしないで国外転出をする場合 …国外転出時まで（所法60の2①二他）	贈与日の属する年分の確定申告期限まで（所法60の3①他）	相続人は、相続開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月を経過した日の前日まで（準確定申告）（所法60の3①他）
納税猶予	手続き	国外転出時までに納税管理人の届出を行った上、確定申告書に一定の記載及び一定の書類を添付等し、提出期限までに本税及び利子税に相当する担保を提供（所法137の2①③）	確定申告書に一定の記載及び一定の書類を添付等し、提出期限までに本税及び利子税に相当する担保を提供（所法137の3①④）	申告期限までに非居住者である相続人等の全員が納税管理人の届出を行った上、相続人は準確定申告書に一定の記載及び一定の書類を添付等し、提出期限までに本税及び利子税に相当する担保を提供（所法137の3②④）
	担保	次の資産を担保として提供可能（通則法50） ○不動産 ○国債・地方債 ○税務署長が确实と認める有価証券 ○税務署長が确实と認める保証人の保証 など		
	期間	国外転出日から5年（延長の届出書を提出すると、最長10年）経過する日まで（所法137の2①②）	贈与日から5年（延長の届出書を提出すると、最長10年）経過する日まで（所法137の3①③）	相続開始の日から5年（延長の届出書を提出すると、最長10年）経過する日まで（所法137の3②③）
	猶予期間中の手続き	毎年、継続適用届出書を提出（所法137の2⑥⑦）		

【国外転出時課税制度の3パターン比較表】

平成27年4月1日現在

	国外転出	贈与	相続又は遺贈
納税猶予	<p>譲渡等の日から4ヶ月以内に一定の書類を税務署へ提出し、本税と利子税をあわせて納付（所法137の2⑤⑫、所令266の2⑤）</p> <p>この場合、譲渡等の価額が海外転出時の価額よりも下落している場合には、下落した価額で所得税を再計算し、4ヶ月以内に更正の請求手続きにより減額することができる（所法60の2⑧一他）</p>	<p>受贈者は、譲渡等の日から2ヶ月以内に贈与者に対して通知（所法60の3⑨）</p> <p>譲渡等の日から4ヶ月以内に贈与者は一定の書類を税務署へ提出し、本税と利子税をあわせて納付（所法137の3⑥⑭、所令266の3⑩）</p> <p>この場合、譲渡等の価額が贈与時の価額よりも下落している場合には、下落した価額で所得税を再計算し、4ヶ月以内に更正の請求手続きにより減額することができる（所法60の3⑧一他）</p>	<p>譲渡等の日から4ヶ月以内に相続人は一定の書類を税務署へ提出し、本税と利子税をあわせて納付（所法137の3⑥⑭、所令266の3⑩）</p> <p>この場合、譲渡等の価額が相続開始時の価額よりも下落している場合には、下落した価額で所得税を再計算し、4ヶ月以内に更正の請求手続きにより減額することができる（所法60の3⑧一他）</p>
	<p>納税義務は、国外転出者の相続人が承継（所法137の2⑬）</p> <p>猶予期間は、国外転出者の残存期間を引き継ぐ（所令266の2⑦）</p> <p>納税管理人の届出をしていない相続人である非居住者がいる場合、相続開始を知った日の翌日から4ヶ月以内に手続き（所令266の2⑧）</p>	<p>納税義務は、贈与者の相続人が承継（所法137の3⑮）</p> <p>猶予期間は、贈与者の残存期間を引き継ぐ（所令266の3⑰）</p> <p>納税管理人の届出をしていない相続人である非居住者がいる場合、相続開始を知った日の翌日から4ヶ月以内に手続き（所令266の3⑱）</p>	<p>納税義務は、相続人の相続人が承継（所法137の3⑮）</p> <p>猶予期間は、相続人の残存期間を引き継ぐ（所令266の3⑰）</p> <p>納税管理人の届出をしていない相続人である非居住者がいる場合、相続開始を知った日の翌日から4ヶ月以内に手続き（所令266の3⑱）</p>
	<p>満了日までに猶予されていた本税及び利子税を納付（所法137の2①）</p> <p>この場合、満了日の価額が海外転出時の価額よりも下落している場合には、下落した価額で所得税を再計算し、4ヶ月以内に更正の請求手続きにより減額することができる（所法60の2⑩、153の2③）</p>	<p>満了日までに猶予されていた本税及び利子税を納付（所法137の3①）</p> <p>この場合、満了日の価額が贈与時の価額よりも下落している場合には、下落した価額で所得税を再計算し、4ヶ月以内に更正の請求手続きにより減額することができる（所法60の3⑱、153の3③）</p>	<p>満了日までに猶予されていた本税及び利子税を納付（所法137の3②）</p> <p>この場合、満了日の価額が相続開始時の価額よりも下落している場合には、下落した価額で所得税を再計算し、4ヶ月以内に更正の請求手続きにより減額することができる（所法60の3⑱、153の3③）</p>
課税の取り消しをすることができる場合	<p>◇国外転出日から5年以内に帰国した場合（所法60の2⑥一） （帰国日から4ヶ月以内に更正の請求手続き（所法153の2①））</p> <p>◇国外転出日から5年以内に対象資産を居住者に贈与した場合（所法60の2⑥二）</p> <p>◇国外転出日から5年以内に国外転出者が死亡し、対象資産を相続又は遺贈により取得した相続人等の全てが居住者となった場合（所法60の2⑥三）</p> <p>◇納税猶予の特例の延長を受けている場合で、国外転出日から10年以内に帰国等した場合（所法60の2⑦）</p>	<p>◇贈与日から5年以内に非居住者である受贈者が帰国した場合（所法60の3⑥一） （帰国日から4ヶ月以内に更正の請求手続き（所法153の3①））</p> <p>◇贈与日から5年以内に対象資産を居住者に贈与した場合（所法60の3⑥二）</p> <p>◇贈与日から5年以内に受贈者が死亡し、対象資産を相続又は遺贈により取得した相続人等の全てが居住者となった場合（所法60の3⑥三）</p> <p>◇納税猶予の特例の延長を受けている場合で、贈与日から10年以内に受贈者が帰国等した場合（所法60の3⑦）</p>	<p>◇相続開始の日から5年以内に非居住者である相続人等全員が帰国した場合（所法60の3⑥一） （全員の日から4ヶ月以内に更正の請求手続き（所法153の3①））</p> <p>◇相続開始の日から5年以内に対象資産を居住者に贈与した場合（所法60の3⑥二）</p> <p>◇相続開始の日から5年以内に非居住者である相続人等が死亡し、対象資産を相続又は遺贈により取得した相続人等の全てが居住者となった場合（所法60の3⑥三）</p> <p>◇納税猶予の特例の延長を受けている場合で、相続開始の日から10年以内に非居住者である相続人等全員が帰国等した場合（所法60の3⑦）</p>